

7/27(火)の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



報道発表資料の配付日時 7月27日(火)20時10分

発表項目 (行事名)	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への登録決定について(第二報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	<p>文化庁から、ユネスコ世界遺産委員会での審議結果について、報道発表(第二報)がありましたので、別紙のとおり情報提供します。</p> <p>記</p> <p>1 情報提供する内容</p> <p>(1) 世界遺産委員会での審議結果</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、 世界遺産一覧表に記載されることが決定しました。</p> <p>※詳細は、文化庁報道発表資料「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)をご参照ください。</p> <p>2 その他</p> <p>別紙資料の内容について照会等がある場合は、文化庁文化資源活用課にお問い合わせください。</p>		

報道(取材) に当たって		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所) 渡島総合振興局・胆振総合振興局

担当 (連絡先)	環境生活部 縄文世界遺産推進室(担当者:主幹 寒河江 正) TEL ダイヤルイン 011-204-5168 011-231-4111(内線24-142)	
-------------	--	--

報道発表



令和3年7月27日

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載決定について (第2報)

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、第44回世界遺産委員会拡大会合で、世界遺産一覧表に記載されることが決定しました。

1. 決定時刻：日本時間 7月27日（火）18:51

2. 資産名：「北海道・北東北の縄文遺跡群」

※農耕以前における人類の生活の在り方を示す17の考古遺跡

3. 世界遺産委員会における決議要旨（決議の概要は別紙参照）：

・「北海道・北東北の縄文遺跡群」を評価基準(iii)及び(v)の下に「記載」する。

※今回の世界遺産委員会では、速やかな会議進行の観点から、イコモス（国際記念物遺跡会議）が記載勧告を行った案件については、議論を経ずに決議案の採択が行われており、本件についても議論は行われず世界遺産一覧表への記載が決議されました。

（参考）世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

<担当> 文化庁文化資源活用課

課長 篠田 智志

文化遺産国際協力室長 鈴木 文孝

室長補佐 守山 弘子

文化財調査官 鈴木 地平

世界文化遺産推薦係長 畑 英行

電話：03-5253-4111（代表）（内線2877）

(別紙)

「北海道・北東北の縄文遺跡群」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、評価基準(iii)及び(v)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

評価基準	
iii	本資産は、先史時代における農耕を伴わない定住社会及び複雑な精神文化を示している。
v	本資産は、定住社会の発展段階や様々な環境変化への適応を示している。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 現状で民間所有となっている土地について、公有化を進めること
 - b) 不適切な構造物について、撤去又は影響の軽減を図ること
 - c) 考古学的記録及び出土遺物に関する情報を拡充すること（発掘記録、遺物の目録化、調査報告書など）
 - d) 『作業指針』パラグラフ 40 及び 117*に示す開かれた遺産管理の精神に基づいて、資産の保存・管理にまだ関わっていない関係者の参画を促すこと
 - e) いずれの構成資産についても、資産範囲、緩衝地帯の範囲、(特別) 史跡の指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示した地図を提供すること

*『世界遺産条約履行のための作業指針』（文化庁仮訳）

パラ 40 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は從事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、現地の人々、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

パラ 117 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。